

食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会（第2回）

日時：平成20年9月3日（水）

13：30～15：30

場所：経済産業省別館1014号会議室

議 事 次 第

1 開会

2 議事

（1）行政からの情報提供とメディアとの関係について

・小島委員からの講演

・町参考人からの講演

・意見交換

（2）メディアカバー調査について

（3）その他

3 閉会

<配付資料>

資料1 第1回主な意見の整理

資料2 メディアカバー調査の概要（案）

参考資料 安全を守る仕組みと市民感情（唐木座長）

構成員名簿

座席図

第 1 回主な意見の整理

○行政からの情報提供のあり方

- ・ 情報を受け取った消費者が具体的な行動をどうすればいいのかを易しい言葉で情報提供することが必要である。
- ・ 広範囲の記者への情報提供（経済部や生活家庭系）が必要である。
- ・ 記者に対する情報の出し方が重要である。
- ・ 食中毒で表面化するものは、ごく一部であり、その裏に隠れている事例を認識できるような方策を考えてほしい。
- ・ 残留農薬の基準値を超えた数字の意味についても情報提供する必要がある。
- ・ 違反事例公表時は、何件検査した中の違反であるのか違反率を出してほしい。
- ・ 最近の厚生労働省からの輸入食品の違反事例の公表資料は「体重 60 kg の人が毎日 0 g 摂取し続けても健康に影響はない」という説明がされ、よいと思う。

○メディアからの情報発信のあり方

- ・ 記事の検証が大事である。（記者の資質的なレベルの問題か、記者は理解しているがバイアスを掛けて書かなければならないのか、発表の仕方の問題か。）
- ・ メディアは、危険であると書かざるを得ない状況もある。
- ・ 食中毒がかなり起こっているということを報道してほしい。
- ・ 基礎知識を積み上げていくような形の報道をしてほしい。
- ・ メディアがはっきりと安全だというべき。

（誤った記事への対応）

- ・ 指摘をすることは重要である。
- ・ 個人では限界があるので、どのようにしたらよいか。
- ・ 誤りをすぐ指摘する機関が必要である。（ニュージーランドの担当組織では、ホームページで指摘が公開されている。）

○リスク認知について

- ・ 提供した情報の受け止められ方に格差を感じる。（違反だと即危険、だから処分すると捉えられている。）
- ・ 情報に対して過剰反応が起こる場合と起こらない場合のギャップが疑問である。
- ・ 食中毒と化学物質に対する消費者の意識・イメージに違いがある。
- ・ 風評被害を起こらないようにするには、どうすればよいか。
- ・ 誤った情報でなくても、風評被害が起きることがある。単なる情報提供や多く報道されるだけでも消費者が不安に思うことがある。
- ・ アジサイによる食中毒発生時には、天然、自然信仰に対する報道をしてほしかった。

○国民が正確に情報を受け取るための方策

- ・ 基礎的な知識、考える土台となるような知識を国民が身に付けられるような情報提供の仕方が必要である。
- ・ 一般消費者の消費者力をつけていくことが大事である。
- ・ 学校の現場への情報提供が重要である。
- ・ 家庭科の教育や副読本などが正しい知識を提供していないこともある。

○情報の媒体

- ・ インターネット、ブログ、コミュニティでの情報の広がりを検証してほしい。
- ・ 報道から得た情報を確かめるための情報提供が必要である。
- ・ 受け手側がどこから情報を得ればよいかのわかりにくい。（情報発信源を信頼するかどうか）

平成20年9月3日

メディアカバー調査の概要（案）

1 調査の目的

国民への食品安全に関する情報提供は、リスクコミュニケーションにおける重要な要素のひとつである。情報は、多くの場合、マスメディアからの報道により入手されていると考えられるが、情報が国民に正確に伝わらず、結果として誤解を招く場合も見受けられる。

本調査は、国民に食品に関する情報を的確かつ効率的に伝えるための方法を検討するため、厚生労働省から発信した食品の安全性に関する情報がどのように報道され、国民がどのように受け取っているかについてデータを収集し、現状を把握することを目的とする。

2 調査の内容

厚生労働省が発信する食品の安全性に関する情報について、マスメディアによる報道と国民の受け取り方の実態を調査する。

(1) マスメディア報道に係る調査

- ・厚生労働省が発信した過去の事例を選び、報道実態を調査する。
- ・報道の規模について、経時的に調査する。
- ・各報道内容について、厚生労働省が発信した情報との整合性、論調について調査する。
- ・発信内容と報道内容の趣旨の相違を生じた要因について分析する。

(2) 国民の情報の受け取り方に係る調査

- ・国民がどのような媒体を介して情報を入手しているかを調査する。
- ・アンケート調査等により、発信した情報が国民にどのような趣旨で受け取られたかについて調査する。
- ・報道内容により、受け手側の行動がどのように影響を受けるかを調査する。
- ・受け手側の背景やその他の要因による影響を分析する。

(3) 過去の調査を含めた分析を行う。

3 調査の題材

- ・魚介類に含まれる水銀について（平成15年、平成17年）
- ・アクリルアミド

4 調査の方法

(1) マスメディア報道に係る調査

- ①報道量の調査（定量、推移の分析）
- ②報道内容の分析（記事内容の定性分析）

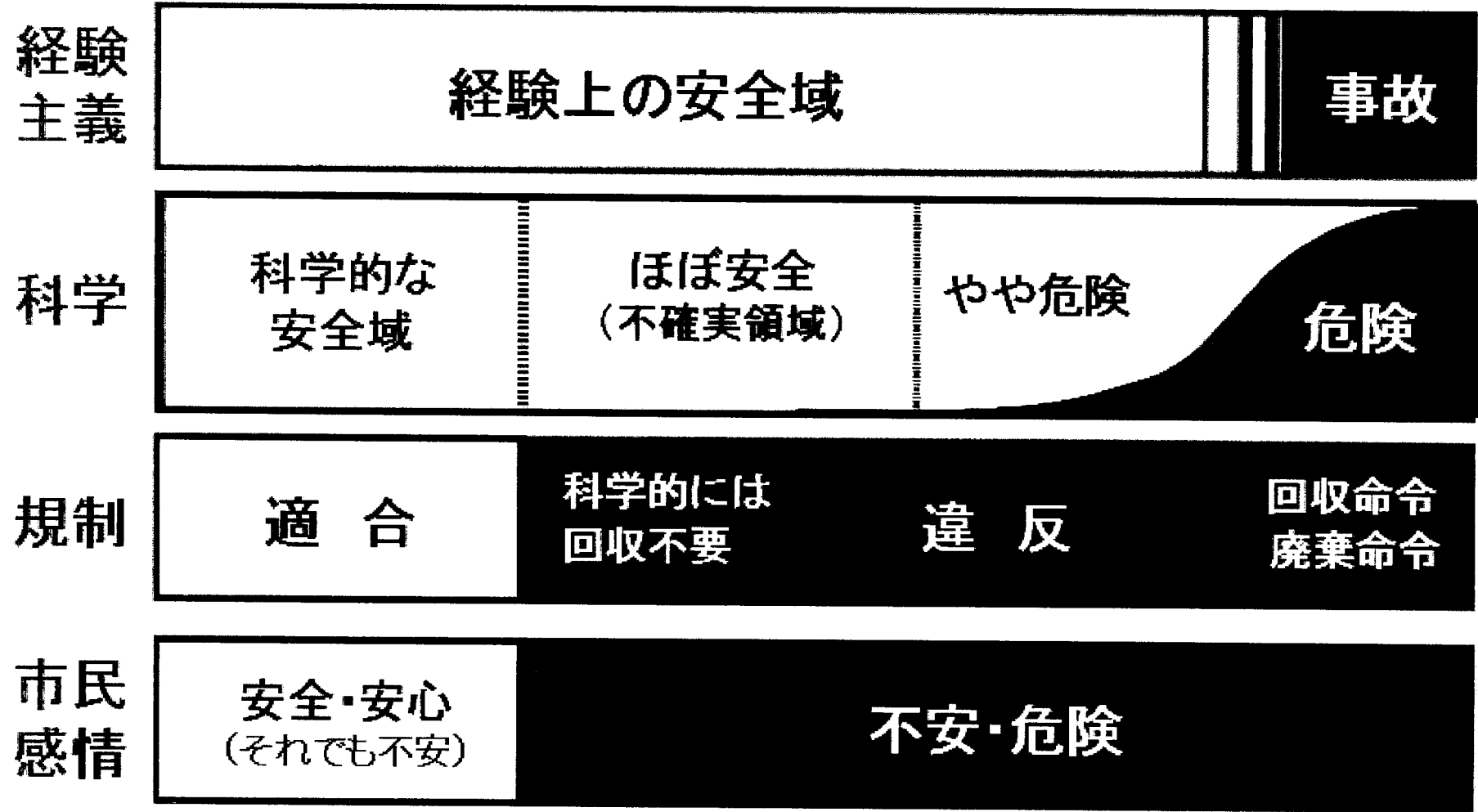
(2) 国民の情報の受け取り方に係る調査

- ①インターネットを通じたアンケート調査
- ②対象者
 - ・全国20歳以上の男女
- ③調査項目は、以下の項目を考慮に入れた設問設定を行う。
 - ・情報源とその信頼度
 - ・対象者の食品の安全性に関する知識の程度、関心度（対象者の背景）
 - ・情報の受け取り方
 - ・消費行動
 - ・実際のリスクとの認知の差

(3) 過去の調査事例を含めた分析

過去に厚生労働省などにおいて実施された調査結果を踏まえて分析を行う。

安全を守る仕組みと市民感情



リスク →